

< 国民の理解と協力 > (基本法20条関係)

この課題は、地域の様々な活動や催しを通じた啓発、命を大切にする学校教育、犯罪被害者等にかかわる関係者・機関の意識改革など、息の長い地道な取り組みが求められる。即効性が期待できない分野だけに、逆に取り組みも遅れている。

1) 犯罪被害者週間・記念日の創設

内閣府の方針に賛成。「集い」など各種の催しを通じて情報発信し、広く理解を深めたい。ただ、多くの週間・記念日がマンネリ化傾向にあり、できるだけ多くの国民や団体を巻き込む工夫が求められる。

2) 「家庭」の役割の重視

家庭は人生の最初の教室であり、親は最初の教師である。命の尊重、他人への配慮、善悪の判断、協調性など基本的なしつけは、まず家庭の役割であり、犯罪抑止や非行防止の面でも同様だ。

国等が家庭に干渉するというのではなく、地域と家庭、学校と家庭の連携を支援するといった形で、家庭の役割の重要性を指摘したい。

< 推進体制 > (基本法23条関係)

1) 地域版「基本計画」の策定

基本法第5条は、地方公共団体に国との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策の策定を求めている。

身近な存在である地方公共団体が、犯罪被害者への支援に果たす役割の重要性を考えると、推進体制における地方公共団体の役割と課題について、もう少し踏み込んだ方向性を打ち出せないか。確かに、これまでの骨子案の中で随所に触れられているが、地方公共団体の主体的な行動が見えてこない。

内閣府ご指摘の地方自治の理念は分かるが、各種会議等で策定に協力を求める等の手段はないか。国のような広範な基本計画でなくともよい。